千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス
導入促進事業補助金『募集要領』

令和 8 年 10 月

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

補助金を交付申請される皆様へ

千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、公的資金を財源としていることから、千葉県（以下、「県」といいます。）として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、交付申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、交付申請・受給されますよう、お願いいたします。

1　本補助金の交付申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

2　県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。

3　手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。

なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、交付申請者の負担とし、提出された交付申請書等は返却しません。

4　不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。

5　交付申請にあたってご提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県以外の第三者に提供することはありません。

目　　次

1　事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　補助の内容
（１）補助対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）中小工務店　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（３）共同事業者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（４）補助対象事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（５）補助対象住宅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（６）補助対象経費及び補助金の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（７）補助金の交付と共同事業者への還元・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（８）補助事業の申請・実施に当たっての確認事項　・・・・・・・・・・・・・　7
（９）事業スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

3　交付申請
（１）交付申請受付期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（２）交付申請方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（３）交付申請の代行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（４）交付申請に当たっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（５）必要書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（６）審査・選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（７）交付決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

4　補助対象事業の実施
（１）事業の開始　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）事業内容等の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）補助事業の状況報告等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）補助事業の中止又は廃止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（５）補助事業の完了　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（６）実績報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

5　補助金の請求・受領
（１）補助金額の確定、補助金の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）交付決定の取り消し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）補助金の経理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（４）補助事業により取得した財産の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

6　問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１　事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

本補助金は、家庭における脱炭素化を促進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの取得について、その経費の一部を県が補助を行うものです。

２　補助事業の内容

（１）補助対象者

本補助金における補助対象者は、下記（２）の中小工務店及び下記（３）の共同事業者であって、それぞれに掲げる要件を全て満たすことを要します。

中小工務店及び共同事業者は、別に定める「共同事業実施規約」（第２号様式）を締結し、中小工務店は共同事業者から本補助金に係る一切の手続きを受託するものとします。

（２）中小工務店

中小工務店とは、県内に主たる営業所を有する事業者であって、中小企業基本法（昭和38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者（製造業、建設業等を主たる事業として営む会社（表１に記載する資本金等の額又は従業員数のいずれかを満たす者に限る。）及び個人）に該当する住宅の施工事業者であって、以下の要件を全て満たすことを要します。

① 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア　法人（国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第２条第５号に規定する公共法人を除く。）

イ　青色申告を行っている個人事業者

② 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

③ 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

④ 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て

⑤ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

⑥ 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

⑦ 県に納付すべき税を滞納していないこと。

⑧ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

⑨ 県の同一会計年度内に、この補助金の交付の決定を６件以上受けていないこと。

〈表１　中小企業者の規模〉

資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
3 億円以下	300 人以下

（３）共同事業者（住宅所有者）

共同事業者とは、県内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス又はＧＸ志向型住宅を導入する個人（新築戸建住宅の建築主、購入者、または既存住宅の改修工事の発注者）であって、以下の要件を全て満たすことを要します。

① 中小工務店と工事請負契約又は不動産売買契約を締結し、共同して補助対象となる事業（以下、「補助対象事業」といいます。）を行うこと。

② 県に納付すべき税を滞納していないこと。

③ 取得したネット・ゼロ・エネルギー・ハウス又は GX 志向型住宅に居住する（住民票の住所登録を行う）こと。

（４）補助対象事業

補助対象事業は、以下の要件を全て満たす事業です。

① 中小工務店が施工した県内のＺＥＨ、ＺＥＨ Oriented、ＺＥＨ＋、GX 志向型住宅（以下、「補助対象住宅」といいます。）に該当する戸建住宅を、共同事業者自らが常時居住するために取得すること。

② 次のいずれかに該当する事業であること。

ア 補助対象住宅を新築する事業

イ 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業

ウ 既存住宅をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス又はＧＸ志向型住宅に改修する事業（外皮の断熱改修工事を伴うものに限る。）

③ ②ア又はウに該当する事業にあっては、令和８年４月１日（水）以降に事業に着手※1し、令和９年３月１２日（金）までに次のアからウが全て完了すること。

②イに該当する事業にあっては、交付申請日から令和９年３月１２日（金）の期間内に次のイ及びウが完了すること。

ア 補助対象住宅の工事

イ 補助対象住宅の引渡し

ウ 補助対象住宅の代金の支払い

④ 補助対象住宅について、BELS※2の認証を取得済であること。

※１　事業の着手とは、新築（建売を除く。）・改修の場合においては建築本体工事（根切り、遣り方に係る工事等）の着手のことであり、新築（建売）の場合においては補助対象住宅の引渡しのことです。なお、新築（建売を除く。）は令和８年３月３１日（火）以前に事業に着手している場合、新築（建売）は交付申請日前に事業に着手している場合は、補助対象外となります。

※２　BELS とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいいます。

（５）補助対象住宅

補助対象となるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの概要は表２のとおりで、それぞれ表３の要件を満たす必要があります。

（表２　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの概要）

項　　目	概　　要
ＺＥＨ※	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅
ＺＥＨ Oriented	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、ＺＥＨを指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地に建設される住宅に限る。）
ＺＥＨ＋	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、ＺＥＨより省エネルギーを更に深堀りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指した住宅
ＧＸ志向型住宅	ＺＥＨ基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅

（表３　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに係る要件）

項　　目	要　　件
ＺＥＨ	次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。※2 （１）外皮平均熱貫流率（U_A）が地域区分ごとに定められている基準値（５～７地域：0.6）以下であること。※1 （２）冷房期の平均日射熱取得率（ηA）が地域区分ごとに定められている基準値（５地域：3.0、６地域：2.8、７地域：2.7）以下であること。※1 （３）太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。 （４）設計一次エネルギー消費量※4が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量※3から 20%以上削減されていること。 （５）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。
ＺＥＨ Oriented	次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。※2 （１）北側斜線制限の対象となる用途地域であって、敷地面積が 85 m^2未満である土地に建設されること。 （２）外皮平均熱貫流率（U_A）が地域区分ごとに定められている基準値（５～７地域：0.6）以下であること。※1

	（３）冷房期の平均日射熱取得率（η A）が地域区分ごとに定められている基準値（５地域：3.0、６地域：2.8、７地域：2.7）以下であること。※1 （４）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
ＺＥＨ＋	次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。※2 （１）外皮性能について断熱等性能等級６以上であること。※1 （２）太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。 （３）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。 （４）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。 （５）次の２つ（ア又はイ）の要素のうち１つ以上を満たすこと。 ア　再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置 太陽光発電システム等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていることとし、以下の措置より１つ以上導入すること。 なお、設備の詳細な要件は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO2 化促進事業）のうち ZEH 支援事業」公募要領＜個人申請編＞の「ZEH＋の選択要件」において「❶再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置」に定める要件による。 (1)蓄電システム (2)ＰＶＴシステム又は太陽熱利用システム (3)昼間に沸き上げをシフトする機能を有する高効率給湯器 (4)ＥＶの充電設備又は充放電設備 イ　高度エネルギーマネジメントの導入 高度エネルギーマネジメント（ＨＥＭＳにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること。）の機能を有するＨＥＭＳであり、「ECHONET Lite AIF 仕様」に適合し、「コントローラ」としての認証を取得しているもので、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品を設置すること。

ＧＸ志向型住宅	次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。※2 （１）外皮性能について断熱等性能等級６以上であること。※1 （２）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 35%以上削減されていること。 （３）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。 （４）高度エネルギーマネジメント（ＨＥＭＳにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること。）の機能を有するＨＥＭＳであり、「ECHONET Lite AIF 仕様」に適合し、「コントローラ」としての認証を取得しているもので、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品を設置すること。

※１　外皮平均熱貫流率（U_A）、冷房期の平均日射熱取得率（η A）は、国により示される最新の基準値によります。

※２　エネルギー計算は、建築物省エネ法第２条第１項第３号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとします。

※３　基準一次エネルギー消費量とは、建築物省エネ法第２条第１項第３号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の基準一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）をいう。

※４　設計一次エネルギー消費量とは、建築物省エネ法第２条第１項第３号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の設計一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）をいう。

（６）補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費とし、補助金の額は表４のとおりとします。

※ 補助対象経費からは、国の補助金額（国の補助金を受ける場合）、消費税及び地方交付税相当額を除きます。

※ 補助金の額は、補助対象経費を補助上限額とします（千円未満の端数がある場合、端数金額は切り捨てます。）。

（表４　補助金の額）

項　　目	補助金の額
ＺＥＨ	一戸当たり 50 万円
ＺＥＨ Oriented	一戸当たり 50 万円
ＺＥＨ＋	一戸当たり 100 万円
ＧＸ志向型住宅	一戸当たり 100 万円

（７）補助金の交付と共同事業者への還元

本補助金は交付申請を行った中小工務店に交付され、中小工務店から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。還元方法については、交付申請の前に作成する本補助金の共同事業実施規約により、あらかじめ両者で合意するものとします。

なお、還元方法は原則として①とします。

① 補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当する方法※

② 現金で支払う方法（契約代金が清算済みであり、債務に充当できない場合に限る）

※補助対象者（中小工務店）は補助額分の金額の請求については、県からの支払いがあるまで留保する必要があります。

（８）補助事業の申請・実施に当たっての確認事項

① 中小工務店及び共同事業者は、共同事業実施規約を締結し、中小工務店は共同事業者から本補助金に係る一切の手続きを受託するものとする。

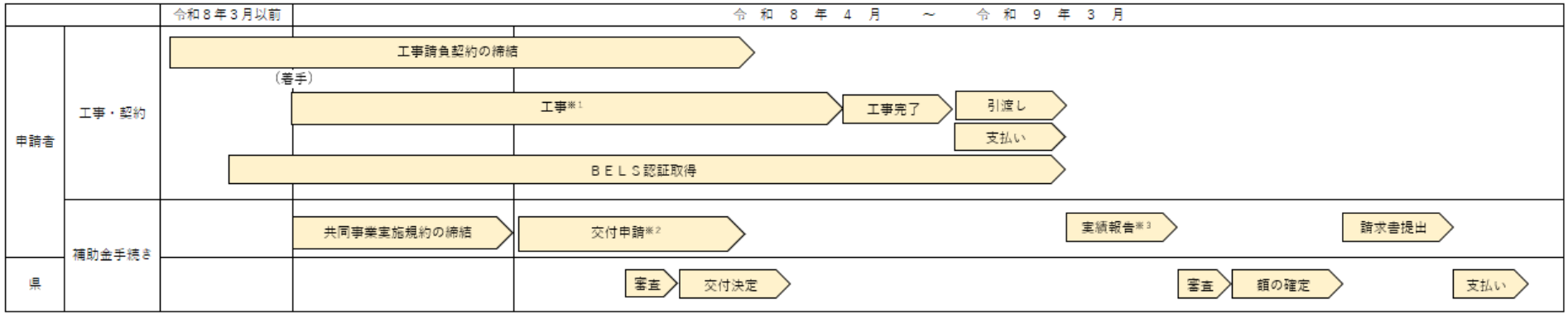
② 中小工務店は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額について、共同事業実施規約に署名した際に合意する方法により直ちに共同事業者に還元するものとする。

③ 補助事業により取得した住宅は、原則として財産処分制限期間（６年）中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。

④ 申請者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

（９）事業スケジュール

【新築（建売を除く。）・改修の場合】

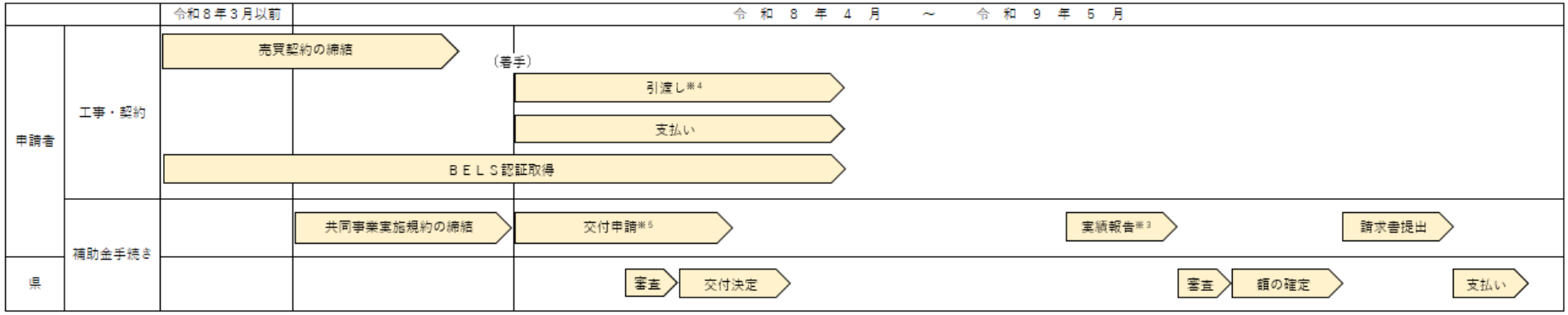


※１　令和８年３月３１日以前に工事に着手している事業は、補助対象外です。

※２　工事着手前・着手後のいずれも申請可能です。
交付申請書の提出期限：令和８年１１月２０日（金）
（原則、工事着手後、３０日以内に提出してください。）

※３　実績報告書の提出期限：令和９年３月１２日（金）
（補助事業の完了後、速やかに（概ね３０日以内）提出してください。）

【新築（建売）の場合】



※４　交付申請前に引渡しを受けている事業は、補助対象外です。

※５　引渡しの前に限り申請可能です。
交付申請書の提出期限：令和８年１１月２０日（金）

※３　実績報告書の提出期限：令和９年３月１２日（金）
（補助事業の完了後、速やかに（概ね３０日以内）提出してください。）

３　交付申請

（１）交付申請受付期間

令和８年５月２９日（金）10:00～令和８年１１月２０日（金）［必着・厳守］

※ 新築（建売を除く。）・改修の場合においては、工事着手前・着手後、いずれも申請可能です。ただし、原則、工事着手後３０日以内に提出してください。

※ 新築（建売）の場合においては、引渡しの前に限り申請可能です。

※ 期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、ご了承ください。

（２）交付申請方法

以下のア、イいずれかの方法により交付申請書等を提出してください。

なお、交付申請書及び事業概要書を電子申請で提出し、共同事業実施規約、契約書の写し等その他の書類は郵送いただくなど、複数の提出方法を併用いただくことも可能です。その場合は、別途提出する書類及び提出方法をそれぞれ分かるように明記してください。

ア　電子申請子による提出（こちらを推奨）

以下のフォールにアクセスし、必要事項を入力の上、申請してください。

（電子申請システム URL）
千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業補助金の申請について
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59479

イ　郵送による提出

郵送で提出いただく書類の郵送先は次のとおりです。

（書類郵送先）
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町１－１
千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課 あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法（郵便、レターパック等）に限ります。
そのため、信書を送ることができない宅配便、ゆうパック、ゆうメール、ゆうパケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

（３）交付申請の代行

本補助金の交付申請は、申請者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者による代理申請はできません。

（４）交付申請に当たっての留意事項

県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は交付決定をすることが出来ない場合があります。事業概要書には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

また、申請に当たっては関係法令等を遵守の上、申請してください。

（５）必要書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。郵送で提出する書類については、以下の順にそろえて提出してください。

なお、以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

※提出いただく書類について、原本を提出いただく必要はありません（データ又は写しにより提出してください）。

【共通事項】

① 補助金交付申請書　＜第１号様式＞
② 事業概要書　＜第１号様式　別紙＞
③ 共同事業実施規約　＜第２号様式＞
④ 誓約書　＜第３号様式＞　※代表者印等の押印があるもの
※原本に押印した上で、当該原本を申請者が保管し、写しを提出してください。
⑤ 役員等名簿　＜第４号様式＞　（代表者印等の押印があるもの）
※中小工務店及び共同事業者からそれぞれ提出が必要になります。
※原本に押印した上で、当該原本を申請者が保管、写しを提出してください。
⑥ 中小工務店にあっては法人県民税・法人事業税、共同事業者にあっては個人県民税について滞納額がないことを証する納税証明書
（中小工務店が個人の場合は、個人県民税・個人事業税）
※３か月以内に発行されたものに限る。
※原則として、住所又は事業地を管轄する県内の県税事務所において完納証明書又は各税目に未納がないことの証明書（第４０号その２）を取得してください。
※税務署が発行する証明書は国税に係るものです。必ず県税事務所（個人県民税については市町村役場）で取得した証明書を提出してください。
※非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面（例：定款、寄付行為）を提出してください。
⑦ 建設工事請負契約書（変更契約書含む。）又は不動産売買契約書等の写し
⑧ 付近見取り図（住宅地図などを活用して作成し、建設地を赤枠等で囲っているもの）
⑨ 建設地の現況写真（周辺建物等を写し込んだ遠景写真で撮影日が分かるもの）
⑩ 補助対象住宅の施工事業者が中小工務店であることが確認できる書類（法人登記事項証明書等）の写し
※３か月以内に発行されたものに限る。
⑪ 委任状（行政書士等が代理申請する場合）
⑫ その他知事が必要と認める書類

【ＺＥＨ＋を取得する場合】

⑬ HEMS、蓄電システム等の設備の仕様が確認できるカタログ等の写し

【GX 志向型住宅を取得する場合】

⑭ HEMS の仕様が確認できるカタログ等の写し

（６）審査・選定

審査は、交付申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。

（７）交付決定

予算の範囲内で、補助金の交付決定をした補助対象者（以下、「交付決定を受けた者」といいます。）に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

４　補助対象事業の実施

（１）事業の開始

補助対象者及び共同事業者は、補助対象事業の実施にあたって補助対象住宅の取得に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結し、当該住宅に係る BELS の認証を取得してください。

※ 交付申請前においても、事業を開始することができます。

※ 新築（建売を除く。）・改修の場合においては、令和８年３月３１日以前に工事に着手している事業は補助対象外です。

※ 新築（建売）の場合においては、引渡しの前に限り申請可能です。

（２）事業内容等の変更

交付決定を受けた者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の指示に従ってください。また、県から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、補助事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により交付要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外となります。

【提出物】

・補助事業変更・中止・廃止承認申請書　＜第５号様式＞

・補助事業変更計画書　＜第５号様式　別紙＞　など

（３）補助事業の状況報告等

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書」（第７号様式）を提出していただきます。

また、下記（６）の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」（第６号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんのでご注意ください。

【提出物】

・補助事業遂行状況報告書　＜第７号様式＞

・補助事業遅延等報告書　　＜第６号様式＞　など

（４）補助事業の中止又は廃止

交付決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、県の指示に従い「補助事業変更・中止・廃止承認申請書」（第５号様式）を提出し、承認を得てください。

【提出物】

・補助事業変更・中止・廃止承認申請書　＜第５号様式＞　など

（５）補助事業の完了

新築（建売を除く。）・改修の場合においては、次のアからウの全ての完了をもって、新築（建売）の場合においては、次のイ及びウの完了をもって、補助事業の完了となります。

ア 補助対象住宅の工事
イ 補助対象住宅の引渡し
ウ 補助対象住宅の代金の支払い

（６）実績報告

交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】補助事業の完了後、速やかに（概ね３０日以内）提出してください。

【最終提出期限】令和９年３月１２日（金）［必着・厳守］

なお、上述期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」（第６号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんのでご注意ください。

【必要書類】

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

＜共通事項＞

① 実績報告書　＜第８号様式＞
② 事業実績書　＜第８号様式　別紙＞
③ 最新の建設工事請負契約書（変更契約書含む。）又は不動産売買契約書等の写し
　※交付申請後に契約内容に変更が生じた場合、最新の契約書をご提出ください。
④ 住民票（共同事業者が補助対象住宅に居住していることが確認できるもの）
　※個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、３か月以内に発行されたもの。
⑤ 補助対象住宅の完成写真（外観、各階の内観が確認できるもの）
⑥ 補助対象住宅の検査済証の写し（建物の完成検査）
⑦ 補助対象住宅の省エネ性能表示の写し（建築物省エネ法に基づく表示（ＢＥＬＳで第三者認証を受けているものに限る。）によるもので、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスであることを示すもの）
⑧ 補助対象住宅の共同事業者への引渡日を証する書類

※工事完了が引渡日より後の場合は、当該完了日を証する書類も提出してください。

⑨ 支出証拠書類（共同事業者からの支払いが確認できるもの）

※領収書、振込明細書等、補助事業に係る支払い手続きが完了していることを示す書類を提出してください。

【ＺＥＨ＋を取得した場合】

⑩ HEMS※、蓄電システム等の設備の設置状況及び製品型番等が確認できる完成写真

※各設備が制御可能であることが確認できる写真も提出すること

【GX 志向型住宅を取得した場合】

⑪ HEMS※の設置状況及び製品型番等が確認できる完成写真

※各設備が制御可能であることが確認できる写真も提出すること

５　補助金の請求・受領

（１）補助金額の確定、補助金の交付

実績報告の提出後、実績内容を審査し、「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定を受けた者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

【提出物】

・補助金交付請求書　＜第９号様式＞

・補助金振込先の通帳の写し

※通帳がある場合は、補助金振込先の口座名義人（フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください。

※ネットバンキング等で通帳が無い場合は、ネットバンキングの入力画面（口座名義人『カタカナ又はローマ字』、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載された画面）のコピーを提出してください。

（２）交付決定の取消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき

③ その他、本補助金の交付要綱の規定に違反する行為があったとき

（３）補助金の経理

申請者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければなりません。

（４）補助事業により取得した財産の管理

申請者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（６年間）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間（６年間）保存しなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

【県への提出物】

・取得財産等の処分承認申請書　＜第 10 号様式＞

６　問合せ先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 企画調整班

〒２６０－８６６７ 千葉市中央区市場町１番１号 本庁舎３階

TEL：０４３－２２３－４１３９

Mail：cn-hojo@pref.chiba.lg.jp